

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1) 法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険のうち事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p> <p>(注 2) 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1) 法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険のうち事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p> <p>(注 2) 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関（法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>(ク) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. 自動更新タイプの保険契約について、更新時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があること。 (規則第 211 条の 30 第 1 号)</p> <p>(注) なお、当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けないこととすることも併せて記載するものとする。(IV-2-9 (2) 参照)</p> <p>b. 保険期間が令第 1 条の 5 に定める期間以内であって、保険金額が令第 1 条の 6 に定める金額以下の保険のみの引受を行う者であること。(規則第 211 条の 30 第 3 号イ)</p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則 1,000 万円を上限とすること。(規則第 211 条の 30 第 3 号ロ)</p> <p>d. 一の保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は 100 名が上限であること。(規則第 211 条の 30 第 3 号ハ)</p>	<p><u>の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。)</u></p> <p>(ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. 自動更新タイプの保険契約について、更新時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があること。 (規則第 211 条の 30 第 1 号)</p> <p>(注) なお、当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けないこととすることも併せて記載するものとする。(IV-2-9 (2) 参照)</p> <p>b. 保険期間が令第 1 条の 5 に定める期間以内であって、保険金額が令第 1 条の 6 に定める金額以下の保険のみの引受を行う者であること。(規則第 211 条の 30 第 3 号イ)</p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則 1,000 万円を上限とすること。(規則第 211 条の 30 第 3 号ロ)</p> <p>d. 一の保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は 100 名が上限であること。(規則第 211 条の 30 第 3 号ハ)</p>
<p>II-3-4 <u>苦情処理態勢</u></p> <p>II-3-4-1 意義</p>	<p>II-3-4 <u>苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</u></p> <p>「総合指針 II-3-4 <苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p><u>顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに留まらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっていることが必要である。</u></p> <p>Ⅱ-3-4-2 主な着眼点</p> <p><u>「総合指針Ⅱ-3-4 苦情処理態勢」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>Ⅱ-3-4-3 監督手法・対応</p> <p><u>苦情処理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 272 条の 22 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 に基づく行政処分を行うものとする。</u></p>	<p><u>む) >」に準じて取り扱うものとする。</u></p>
<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-1 (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p>	<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-1 (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>(14) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2 (1) ②も参照のこと。)</p> <p>(注) Ⅱ-3-3-2 (1) ② (注 1) 及び (注 2) と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示されているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(15) ～ (16) (略)</p>	<p>(14) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2 (1) ②も参照のこと。)</p> <p>(注) Ⅱ-3-3-2 (1) ② (注 1) 及び (注 2) と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先が明示されているか。<u>また、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称 (指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。)</u>が明示されているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(15) ～ (16) (略)</p>
<p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-7 少額短期保険業者に関する苦情・情報提供</p> <p>Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>少額短期保険業者に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して<u>仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき少額短期保険業者の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。</u></p>	<p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-7 少額短期保険業者に関する苦情・情報提供</p> <p>Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>少額短期保険業者に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して<u>あっせん等を行う立場にないことを説明する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>なお、必要に応じ、少額短期保険業者及び少額短期保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が少額短期保険業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該少額短期保険業者への情報提供を行うこととする。</p> <p>Ⅲ-1-7-2 報告</p> <p>(1) 少額短期保険業者の<u>経営の健全性を確保する上で</u>参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式Ⅶ-6)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7-3 (略)</p>	<p><u>その上で</u>、必要に応じ、少額短期保険業者及び少額短期保険関係団体の相談窓口並びに指定ADR機関を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が少額短期保険業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該少額短期保険業者への情報提供を行うこととする。</p> <p>Ⅲ-1-7-2 報告</p> <p>(1) 少額短期保険業者に対する<u>監督上</u>、参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式Ⅶ-6)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7-3 (略)</p>